

三原市公衆無線 LAN 整備事業希望要件

次に掲げる要件は、三原市が本調達において適合を希望する要件である。適応の可否については、企画提案書（任意様式）に記載すること。記載のない場合は、不適合とみなす。

1 履行期間について

整備対象施設のうち児童クラブについては、市内各小学校が冬休みを迎えた時点で利用開始可能である。

※対象児童クラブについては、別紙「三原市公衆無線 LAN 整備施設一覧」を参照

2 基本仕様について

- (1) SSID 名の指定が可能である。
- (2) アクセスポイントごとに、展開する SSID が指定可能である。
- (3) SSID ごとに異なるフィルタリング（URL・カテゴリ）が設定可能である。
- (4) 利用者が無線環境接続後、三原市が指定する Web サイトをリダイレクトページとして表示が可能である。
- (5) 三原市公衆無線 LAN 環境への接続に当たり、メール認証等、接続しようとするデバイスがインターネット接続が必要となる認証方式を利用する際に、未認証の場合でも 5 分程度インターネット接続可能となるような仕組みを有している。（インターネット接続する回線を有していないデバイス対策）
- (6) 稼働時間（公衆無線 LAN 提供時間）の指定が可能である。

3 セキュリティについて

URL フィルタリング、カテゴリフィルタリング等、有害な Web サイトへの接続・閲覧をブロックする仕組みを有している。

4 保守について

- (1) 障害発生時の 1 次切り分けの実施を保守の範囲で行える。
- (2) 障害復旧はオンサイト保守で、原則として即時対応（4 時間以内での現地到着）とし、少なくとも翌日には障害発生前の状態に復旧ができるようにする。